

**GOODYEAR**

**Vitz & 86/BRZ Dream Cup 2017**  
6 Hours Endurance Race at Fujispeedway



## 大会特別規則書

公認

一般社団法人 日本自動車連盟

主催

富士スピードウェイ株式会社

FISCO クラブ

# 特別規則書 目次

## 第1章 総則

第1条	競技会名称	2
第2条	競技種目及び格式	2
第3条	オーガナイザー	2
第4条	開催日程	2
第5条	開催場所	2
第6条	競技会主要役員	2
第7条	レース形式	2
第8条	クラス及び参加車両規定	3
第9条	参加受付及び決勝出走台数	3
第10条	参加ドライバーの資格	3
第11条	ドライバーの装備品	3
第12条	ドライバーの登録人数	3
第13条	ピットクルー	3
第14条	参加申込	3
第15条	参加受理、参加拒否	4
第16条	保険申請	4
第17条	レーシングパスポート	4
第18条	賞典	5
第19条	広告スペース及びゼッケン番号	6

## 第2章 競技に関する規則

第20条	無線機器	6
第21条	データロガー、ラップタイム自動計測装置及び、ストップウォッチ等	6
第22条	自動計測装置(トランスポンダー)	6
第23条	タイヤ及びホイール	6
第24条	燃料	7
第25条	エアバックコンピューター	7
第26条	公式車両検査	7
第27条	公式予選	7
第28条	スタート	8
第29条	セーフティカーライン	8
第30条	レースの中断	8
第31条	決勝レースにおけるスタートドライバーの最大連続運転時間	10
第32条	ドライバー交代	10
第33条	ピットイン及びピットアウト	10
第34条	ピットロード及びピットロードの速度	10
第35条	リタイヤ	10
第36条	救済処置	10
第37条	車両修理	11
第38条	ピット作業	11
第39条	燃料補給及び燃料補給時の滞在時間	11
第40条	レースの終了及び、順位の判定	13
第41条	車両保管	14
第42条	公道走行チェック	14

## 付則

パドック図	15
給油動線図	16

## 大会公示

本大会は、一般社団法人日本自動車連盟(J A F)の公認のもと、国際自動車連盟(F I A)の国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠した一般社団法人日本自動車連盟(J A F)の国内競技規則とその付則、並びにそれらに準拠した本競技会特別規則書に従い準国内競技として開催される。

なお、本競技会特別規則に規定されていない条項は、富士スピードウェイ一般競技規則書に従うものとする。

太字下線は昨年からの変更点

### 第1章 総則

#### 第1条 競技会の名称

GOOD YEAR Vitz & 86/BRZ Dream Cup 2017

#### 第2条 競技種目及び格式

四輪自動車によるレース（準国内格式）

#### 第3条 オーガナイザー

##### ■ 富士スピードウェイ株式会社

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694

TEL 0550-78-1234 FAX 0550-78-0205 代表者 原口 英二郎

##### ■ FISCO クラブ (FISCO-C)

〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-18

TEL 03-3556-8511 FAX 03-3556-8518 会長 田中 有光

主管：富士スピードウェイ株式会社

#### 第4条 開催日程

2017年12月17日（日）

※スケジュールの詳細は公式通知に示す。

#### 第5条 開催場所

名称：富士スピードウェイ 国際レーシングコース

所在地：静岡県駿東郡小山町中日向 694 TEL 0550-78-1234 FAX 0550-78-0205

長さ：1周 4,563m

レースの方向：右回り

#### 第6条 競技会主要役員

公式通知に示す。

#### 第7条 レースの形式

6時間の時間レースとする。

## 第8条 クラス及び、参加車両規定

### ■ Vitz(NCP131)クラス 以下 Vitz クラス

トヨタ・Vitz RS Racing (車両型式 NCP131) については、TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2017 REGULATION BOOK に定める車両規定を適用する。

### ■ 86/BRZ クラス

トヨタ・86 Racing (車両型式 ZN6) 及びスバル BRZ RA Racing (車両型式 ZC6) については、TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017 REGULATION BOOK に定める車両規定を適用する。

※全クラスとも、本大会特別規則書に規定された事項は本書が優先される。

## 第9条 参加受付及び、決勝出走台数

65台 Vitz(NCP131) : 35台 86/BRZ : 30台

※ただし、各クラスの参加受付台数は主催者の判断により変更する場合がある。

## 第10条 参加ドライバーの資格

すべてのドライバーは有効な運転免許証（外国の免許証含む）を所持し、JAF 国内競技運転者許可証A以上を所持または JAF 以外の ASN 発給の同様の競技ライセンスを所持し、FIA 国際モータースポーツ競技規則に定められた海外レース出場申請が済んでいる者。

## 第11条 ドライバーの装備品

2017JAF 国内競技車両規則 第4編 付則「レース競技に参加するドライバーの装備品に関する付則」に従うこと。また、頭部および頸部の保護装置（HANS）の装着を強く推奨する。

## 第12条 ドライバーの登録人数

- 1 参加申込み時に参加車両1台につき2名～4名のドライバーを登録しなければならない。
- 2 ドライバーはA、B、C、Dドライバーとして登録される。
- 3 参加申込み時にB～Dの登録ドライバーについては、「T. B. N」（未定）として登録することができる。ただし、申込み後の追加登録はできないものとする。
- 4 最終の登録ドライバーの確定、抹消、変更は書面にて大会事務局に申請すること。  
※申請場所、時刻は公式通知に示す。

## 第13条 ピットクルー

- 1 競技会に参加できるピットクルーは満16歳以上の者で、参加者により指名登録され、保険加入済み申請をした者に限られる。
- 2 ピットクルーは以下のとおりに構成される。

チーム監督	1名	チームマネージャー	1名
チーフメカニック	1名	ピット要員（メカニック・他）	6名
- 3 上記1、2以外は富士スピードウェイ一般競技規則書 第6条 ピットクルーに従うこと。

## 第14条 参加申込

- 1 申込期間 : 2017年11月14日（火）～11月29日（水）
- 2 申込先 : 〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694  
富士スピードウェイ株式会社 レース事務局

- 3 参加料 : ￥118,800 (消費税￥8,800を含む)
- 4 車両の名称 : 15文字以内とし、車名には必ず「Vitz」または「ヴィッツ」、「86」または「ハチロク」、及び「BRZ」のいずれかが含まれていなければならない。
- 5 参加申込みは下記の書類に完全に記入した上で参加料を添えて行なわれなければならない。  
参加料は現金書留または銀行振り込みにて納付すること。銀行振り込みにて納付する場合は振込みを証明するものを参加申込書に添付しなければならない。  
証明書等の添付が無く入金を確認できない場合は、別途、参加料を申し受けるものとする。
  - ①加申込書 (保険加入申告書 ※有効な保険に加入している者)
  - ②公認レース車両申告書
- 6 振込先  
金融機関名 : スルガ銀行 小山支店 (おやましてん)  
口座番号 : 普通2712280  
名義 : 富士スピードウェイ株式会社  
※振込みの際、氏名・大会名・クラス・参加申込書に記載のゼッケンを明記すること。  
(例 : 富士太郎 DC VITZ 100 )  
富士スピードウェイ HP、「ドリームカップ」紹介ページから WEB エントリーも可。  
<http://www.fsw.tv/freeinfo/017456.html>
- 7 オーガナイザーは、参加受付に係る締切日を短縮または延長する場合がある。
- 8 オーガナイザーは、参加台数の増減について調整することができる。

## 第15条 参加受理、参加拒否

- 1 参加申込み者に対し、原則として締切り後2週間以内に参加受理または参加拒否が通知される。
- 2 参加受理後、参加を取り消す申込者には参加料は返還されない。
- 3 オーガナイザーは、理由を示すことなく、参加の正式受理を拒否することができる。

## 第16条 保険申請

- 1 ドライバーは、900万円以上、ピットクルーは、400万円以上の有効な保険に加入していなければならない。参加者は加入している事実を参加申込書に定められた書式によって申告するものとする。申告の無い者の競技会への参加は認められない。

## 第17条 レーシングパスポート

### ■ Vitz クラス

GAZ00 Racing Netz Cup Vitz Race 2017 REGULATION BOOK 競技規定 第12条 T.R.A. レーシングパスポートを適用する。ただし、主催者が特に認める場合は除く。

### ■ 86/BRZ クラス

GAZ00 Racing 86/BRZ Race 2017 REGULATION BOOK 競技規定 第12条 T.R.A. レーシングパスポートを適用する。ただし、主催者が特に認める場合は除く。

## 第18条 賞典

### ■GOODYEAR 賞 (Vitz)

対 象	賞 金	主催者賞
優勝	100,000 円	トロフィー
2 位	50,000 円	トロフィー
3 位	30,000 円	トロフィー
4 位	20,000 円	トロフィー
5 位	20,000 円	トロフィー
6 位	20,000 円	トロフィー
10 位・20 位	20,000 円	—

### ■TOYOTA GAZOO Racing 特別賞

種 類	賞 典	対 象
シニアドライバー賞	トロフィー	決勝レースに出走した最年長ドライバー
ヤングドライバー賞	トロフィー	決勝レースに出走した最年少ドライバー
ジャンプアップ賞	20,000 円	予選結果から決勝結果で最も順位をあげた車両
グッドトリップ賞	10,000 円	最も遠くから決勝レースに参加した車両
TGR WOMAN 賞	<u>20,000</u> 円 (各クラス)	チーム編成で女性ドライバー1名以上参加し、各クラスの上位1位に与えられる。
ベストサポート賞	20,000 円	決勝レースのスタート進行時(グリッド上)に、応援者が多く、華やかなチームに与えられる。

### ■86/BRZ クラス

対 象	賞 金	主催者賞
優勝	100,000 円	トロフィー
2 位	50,000 円	トロフィー
3 位	30,000 円	トロフィー
4 位	20,000 円	トロフィー
5 位	20,000 円	トロフィー
6 位	20,000 円	トロフィー
10 位・20 位	20,000 円	—

### ■各クラス共通

完走賞	トロフィー	決勝レースで規定周回数に達した全ての車両
-----	-------	----------------------

その他「特別賞」を設ける場合は、別に示す。

## 第19条 広告スペース及びゼッケン番号

■【Vitz】においては、TOYOTA GAZOO Racing Netz Cup Vitz Race 2017 REGULATION BOOK 競技規定第10条 T.R.A. 管理スペース、第11条 ゼッケン番号の適用を優先する。

■【86/BRZ】においては、TOYOTA GAZOO Racing 86/BRZ Race 2017 REGULATION BOOK 競技規定第10条 T.R.A. 管理スペース、第11条 ゼッケン番号の適用を優先する。

※ただし、主催者が特に認める場合は除く。

### 1 指定ステッカーの貼付け

参加者は、主催者が指定するステッカーを、競技参加車両の左右に貼り付けることとし、これに対する一切の加工は認められない。また、それらの外観を毀損することも認められない。

## 第2章 競技に関する規則

### 第20条 無線機器

- 1 大会期間中トランシーバー等の無線機の使用を一切禁止する。
- 2 競技車両のドライバーとピット及びピットサインエリアのピットクルー間の通話を目的に携帯電話の使用が認められる。ただし、ハンズフリー機能等を有した機器を利用し、運転に支障がない範囲で、携帯電話本体及び周辺機器は確実に取り付けて使用すること。

### 第21条 データロガー、ラップタイム自動計測装置及び、ストップウォッチ等

給油を伴うピットイン時の時間管理を目的に装着・搭載が認められる。

ただし、ドライバーの視界や運転の妨げにならないような場所に、確実に固定すること。

### 第22条 自動計測装置（トランスポンダー）

自動計測装置は公式車両検査時までに車両に取り付けていなければならない（レース終了後、速やかに大会事務局窓口に返却すること）。

### 第23条 タイヤ及びホイール

#### 【Vitz】

- 1 タイヤサイズは、195/55R/15 とする。
- 2 タイヤ銘柄は、「GOODYEAR EAGLE RS SPORT S-SPEC(品番 05608302 もしくは品番 05608404)」とし、異なる品番を組み合わせの使用が認められる。
- 3 タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止される。
- 4 使用できるホイールは「15 インチ/7JJ+48」または「15 インチ/7J+48」とし、異なる銘柄を組み合わせての使用が認められる。

#### 【86/BRZ】

- 1 タイヤサイズは、205/55R/16 とする。
- 2 予選・決勝を通じて使用出来るタイヤは、同一メーカーで3セット(12本)までとし、マーキングが施される。
- 3 同時に使用するタイヤは全て同銘柄（左右非対称パターンを含む同一トレッドパターン）で以下の事項を満たすこと。
  - ① タイヤ接地面にタイヤを1周する連続した複数の縦溝を有していること。ただし、縦溝のみを有したタイヤの使用は認められない。

②国内市販タイヤ。

- 4 主催者が通称Sタイヤ（モータースポーツ競技用タイヤ）及びそれに準ずると判断したタイヤの使用は認められない。
- 5 タイヤの裏組み（左右を逆に組み直す）は禁止される。
- 6 使用するホイールは、以下のサイズに限り、変更が認められ、また異なるメーカーでの使用も認められる。「16インチ/7.0J（JJ）インセット 48mm」

## 第24条 燃料

競技車両が大会参加時に使用する燃料は、JAF 国内競技車両規則 第3編 第1章 第9条 燃料に従い、通常のガソリンスタンドのポンプから販売されている（潤滑油以外のいかなる添加物も含まない）自動車用無鉛燃料（ガソリン）を使用すること。

## 第25条 エアバックコンピューター

公式車両検査前までには、エアバックコンピューターのコネクターを取り外しておくこと。また、競技中も常にその状態を維持していなければならない。なお、公道走行チェック時には必ず当該コネクターを接続しておくこと。

また、ヴィッツ(NCP131)クラスは、以下の通りとする。

【NCP131-2019922 以前の車両】

エアバックコンピューターコネクターの取外し。

【NCP131-2020188 以降の車両】

運転席側エアバックコネクターの取外し。助手席側エアバックコネクターの取外しは可能とするが、任意とする。

## 第26条 公式車両検査

公式通知に示された時間帯に従って行なわれ、受けなかった車両の大会への出場は認められない。

## 第27条 公式予選

- 1 富士スピードウェイ一般競技規則に従い、タイムトライアル方式とし、公式予選の出走が義務付けられる。
- 2 公式予選はAドライバーを対象に行なわれ、B～Dドライバーは出走してはならない。
- 3 公式予選は、「Vitz クラス」と「86/BRZ クラス」に分けて行われ、その時間については公式通知にて発表される。
- 4 公式予選開始前に走行可能なグループが表示される。この当該ボードによる表示によって、自己のピットを離れることが許され、ピットロードエンドの信号に従いコースへ進入できるものとする。また、公式予選中にグループが変わる場合も同様に、当該ボードが提示された時点で自己のピットを離れることが許され、コースへ進入できるものとする。
- 5 グリッドは、【86/BRZ】の予選結果順に2番グリッドから配列される。【Vitz】は、86/BRZ クラスの最後尾が位置するグリッドの次の偶数グリッドを先頭に、予選結果順に配列される。
- 6 公式予選においてタイムを計測できなかった車両及び、公式予選に出走しなかった車両は、決勝レース出場を大会審査委員会の決定により認める場合がある。その場合は、予選暫定結果発表後30分以内に大会審査委員会宛に出走嘆願書を大会事務局に対し提出すること。
- 7 公式予選は赤旗の表示によって中断する場合がある。中断後の残り時間については審査委員会が



決定する。この結果によるドライバー及び車両の予選通過に対する影響等についての抗議は一切認められない。また、公式予選中又は公式予選中断時に、なんらかの理由によりオフィシャルによってピットに回収された車両は、公式予選の残りの時間内に再びコースインすることは出来ない。尚、赤旗中断時の停車位置は各自のピットとする。

8 詳細は公式通知に示す。

## 第28条 スタート

- 1 スタートは、決勝出走車両の【86/BRZ】を第1グループ、【Vitz】を第2グループとし、2グループに分かれてのローリングスタートとする。
- 2 オーガナイザーは、各グループの先頭にオフィシャルカーを配置する。また、セーフティカーをオフィシャルカーとして使用することができる。
- 3 全車ピットロードよりコースを1周し(ピット出口は10分間をもって閉鎖される)グリッド整列後、フォーメーション開始5分前よりスタート進行を行う。この時点で正規のグリッドに付くことの出来ない車両はピットスタートとなる。
- 4 フォーメーション開始3分前コース上でのすべての作業は禁止され、ドライバー、競技役員を除くすべてのものはコース上から退去する。
- 5 フォーメーションラップ開始時にスタート出来なくなった車両は、他の全車両がグリッドを離れた後、競技役員の援助で再スタートが許されるが他の競技車両を追い越してはならない。
- 6 フォーメーションラップに出遅れた車両、及びフォーメーションラップの途中でスタート順序の位置を保てなかった車両は、他車を抜かずに当該グループの最後尾につけるものとする。
- 7 フォーメーションラップが開始され、全車スタートライン通過後にスタートラインの信号灯にレッドライトが灯され、全オブザベーションポストにおいて黄旗が提示される。
- 8 フォーメーションラップを先導するオフィシャルカーの速度は、最高80km/hに保たれる。
- 9 オフィシャルカーがコースから退去した後、競技車両はポールポジション車両の先導で速度を70km/h~90km/hに保ちそのまま走行を続け、別に定める「ローリングスタート手順」に従ってスタートするものとする。各車両はスタートラインを通過するまで他車を追い越してはならない。
- 10 フォーメーションラップ中になんらかの問題が発生した場合でも、フォーメーションラップは継続される。

## 第29条 セーフティカーライン

セーフティカー導入時、国際モータースポーツ競技規則付則H項2.9.10(※1~3)セーフティカーラインの運用を適用する。(富士スピードウェイ一般競技規則第33条2.(7)掲載。)

## 第30条 レースの中断

赤旗によりレースが中断された場合、原則的に再開されるものとするが、競技団の判断により、再開されない場合もある。いずれの場合においても、競技の中断及び再開に係る抗議は一切認められないものとする。なお、再開した場合、スタート時刻から6時間を経過した時点で競技終了とする。

赤旗によるレース中断に係る運用は、次のとおりとする。

- 1 レース中断の合図(赤旗)が提示された場合、追い越しは禁止され、全競技車両はいつでも停止できる速度にて本コース上またはピットロード上の赤旗ラインの後方に、先頭車両の位置に関わらず1列に停止するものとする。その後、本コース上の車両は順序を保ちつつグリッド上にスタッガードフォーメーションで配列するとともに、セーフティカーが本コース上の赤旗ラインの前方に進み

出る。

- 2 赤旗ラインは、本コース上はスタートラインの後方15m付近、ピットロード上はコントロールラインの延長線上とする。
- 3 レースが再開される際の車両のグリッドは、本コース上の赤旗ラインに停止した順に配列されるものとする。ただしコースが塞がれたこと等によりグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合や、競技長が赤旗中断の要因によって生じた順位変動の判定が困難な場合、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定できる最終のコントロールライン通過順とする。  
コースが塞がれグリッドに戻ることができなくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第グリッドに戻される。
- 4 中断の合図とともにピット出口は閉鎖され、給油管理ライン③（パドックからピットレーンへ進入する動線）も閉鎖される。  
また、レース中断中も計時システムは停止しない。
- 5 競技長が指示をした場合を除き、赤旗ラインに停車した車両は一切の作業が禁止される。但し、全車が停車した後のドライバーの乗降は許されるが、ドライバー交代は行えないものとする。  
この場合、下記「7」の再開5分前までにドライバーの乗車を完了させておくこと。
- 6 中断の合図が提示された時、すでにピットロード上のコントロールラインを越えていた車両は赤旗中断時も作業を継続することができる。（燃料給油、ピット作業）  
また、作業完了後ピット出口にて待機することができる。但し、給油管理ライン③で停車させられている車両は、給油管理ライン③からピットレーンに進入することはできない。
- 7 レースの再開は、10分前、5分前、3分前、1分前、及び30秒前のボード（またはシグナル）が表示される。それらのいずれも警告音を伴うものとする。
- 8 再開5分前の時点で、本コース上赤旗ライン前方のセーフティカーと先頭車両の間にいる車両はセーフティカーの指示のもとに、他車を追い越すことなくコースを1周して隊列の最後尾に着くものとする。その際、最後尾に着かずにピットロードに進入することもできる。
- 9 レースはグリーンライトが点灯すると、セーフティカーの後方より再開される。  
グリーンライトが点灯すると、セーフティカーは後続のすべての車両と共にグリッドを離れる。その際、車両は赤旗ライン後方に整列した順序で、車両5台分以下の距離を保って続く。車列最後尾の車両がピットレーン終了地点を通過するとすぐに、ピット出口のライトがグリーンに変わる。その時ピットレーンにいる車両はすべて、コースに出て、セーフティカー後方の車列に合流することができる。  
この周回での追い越しは、赤旗ラインを離れる際に直ちに動き出せない車両が前方にあり、これを追い越さなければ車列の形成に著しく影響が出る場合及び下記「10」の「1）」に記す場合に限られる。
- 10 赤旗ラインを離れる際に遅れてしまった車両の取り扱いは下記のとおりとする。
  - 1) 残りの全車両がスタートラインを通過する前に動き出すことができた場合、他車を追い越し、元のポジションに戻ることができる。
  - 2) 残りの全車両がスタートラインを通過した後に動き出した場合は、他の走行している車両を追い越してはならず、当該車両はセーフティカー後方の車両列の最後尾につかなければならない。  
（当該車両には追い越しを禁止する意味で黄旗がスタートポディウムにて提示される。）  
なお、2台以上の車両が関与した場合には、グリッドを離れた順に、隊列の最後尾に整列するものとする。

- 1 1 この周回の間は、FIA国際競技規則付則H項 2. 9 セーフティカー運用手順が適用される。  
なお、セーフティカーは通常1周回後にピットに入る。
- 1 2 レースが再開した時点（セーフティカーがスタートした時点）でピットロード上の赤旗ラインが解除され、停止していた車両は作業に向かうことができる。燃料補給を伴う場合は、各々の車両がピットロード上のコントロールラインを通過した時点より規定されているピット最低滞在時間が適用される。なお、すでに燃料補給が完了し、給油管理ライン③にて待機していた車両はレースが再開し先頭車両が1周回を完了した時点でピットレーンへ進入することができる。
- 1 3 救済処置を受けパークフェルメにいる車両は、上記6. に該当する車両と同じ扱いとする。
- 1 4 中断していた時間もレース時間としてカウントされる。
- 1 5 レースが再開できなかった場合、レースは中断の合図が提示された周回の1つ前の周回が終了した時点の結果が採用される。

### 第31条 決勝レースにおけるスタートドライバーの最大連続運転時間

60分未満とする。

※ローリングスタートのスタート時刻からドライバー交代する当該周回数分のピットレーン上にあるコントロールラインの延長線上を通過した時刻までとする。

### 第32条 ドライバー交代

- 1 燃料補給を伴うピットインの際は、必ずドライバー交代をしなければならない。
- 2 ドライバー交代は、自己のピットの作業エリア、もしくはピットガレージのみで認められ、チーム監督はオフィシャルに、その旨を届け出なければならない。
- 3 ドライバー交代を行なう際は、必ずエンジンを停止しなければならない。

### 第33条 ピットイン及びピットアウト

- 1 1ピットに2台の車両が割り当てられている場合、先にピット前に停止する車両は作業エリアの前寄りのピットガレージ側に、後からピット前に停止する車両は作業エリアの後寄りコース側に停止しなければならない。
- 2 上記1以外は、富士スピードウェイ一般競技規則 第40条 ピットへの進入、第41条 ピットストップ、第43条 ピットからの発進に従うこと。

### 第34条 ピットロード及びピットロードの速度

- 1 ファストピットレーンを極端なスロー走行することは禁止される。やむを得ず、時間調整が必要な場合は、Bピット付近作業エリアでの停車を認める。
- 2 ピットロードの速度は60km/h以下に制限される。

### 第35条 リタイヤ

富士スピードウェイ一般競技規則 第37条 リタイヤに従うこと。

### 第36条 救済処置

- 1 決勝レース中（フォーメーションラップを除く）、コース内にて車両が停止した場合、レッカー車等により、車検場横パークフェルメに運ぶ救済処置を行う場合がある。但し、当該車両が停止し、

救済を受けた周回は無効となる。

- 2 救済処置により決勝レース中、パークフェルメに運ばれた車両は、パークフェルメ内で登録されたピットクルー及びドライバーにより修理された後、オフィシャルの指示に従い燃料補給エリアの動線からピットロードに合流するものとする。
- 3 パークフェルメには、当該チームのスタッフ、オフィシャル以外の立ち入りが禁止され、修理に必要な工具、パーツ類の持込が許される。
- 4 燃料補給に必要な車両は、登録されたピットクルー及び、ドライバーの手押しでオフィシャルの指示に従い燃料補給エリアの導線に入り、燃料補給を行なうものとする。
- 5 救済の方法、救済に要する時間等の抗議は、一切受け付けられない。

### 第37条 車両修理

- 1 富士スピードウェイ一般競技規則 第36条 レース中の車両修理に従うこと。
- 2 本規則 第36条 救済処置におけるパークフェルメでの修理が認められる。

### 第38条 ピット作業

- 1 決勝レース中、車両がピットに停止した際、登録されたピットクルー及びドライバーは作業を行うことができる。
- 2 チーム監督または、チーフメカニックは競技車両の出入りについて安全管理に努めなければならない。
- 3 ピット内ではいかなる停車の場合もエンジンを停止させなければならない。再びレースに加わるためのエンジン始動は全てのピット作業の終了後、運転席においてドライバーがその車両に装備されている始動装置によって行わなければならない。
- 4 決勝レース中、すべての液体の補給が認められる。ただし、燃料（ガソリン）の補給は本規則第39条のとおりとする。
- 5 公式予選中は全ての液体の補給は認められない。
- 6 決勝レース及び公式予選中におけるピット作業場所は自己のピットの作業エリア、もしくはピットガレージとする。
- 7 ピットガレージ内においては常に器材を整頓し、ピットストップ直前の準備を除きタイヤ器材、工具等をピットの作業エリアに出しておくことは禁止される。また、作業終了後は速やかに片付けなければならない。
- 8 ピットの作業エリアでの電動工具（コードレスタイプは除く）の使用は禁止される。
- 9 火花又は高熱を発生する用具の使用は一切禁止される
- 10 競技会開催中ピットエリアにおいて、危険な行為は一切禁止される。

### 第39条 燃料補給及び燃料補給時の滞在時間

- 1 公式車両検査終了時から予選、決勝レーススタートまで、燃料補給が禁止される。
- 2 公式車両検査時にフューエルリッドに封印が施される。
- 3 決勝レース中の燃料補給はスタートから65分間は禁止され、「給油管理ライン①」は閉鎖される。
- 4 決勝レース中の燃料補給はパドック内の給油所（エネオスGS）のみで認められ、1回の燃料補給量は、【Vitz】においては最大20リットル、【86/BRZ】においては最大25リットルに制限される。最大給油量に満たない場合は、その時点で燃料補給は完了したとみなされる。
- 5 決勝レース中の燃料補給を伴う、ピットイン時のピット最低滞在時間（時間管理区間：コントロー

ルセンター前白線からピットレーン出口まで)は、参加車両台数に応じて6～10分の範囲とし、公式通知に示す。従って、競技車両が燃料補給エリアに進入し、燃料補給した車両は、割り当てられた各自のピット及び、作業エリアにおいて、各自の責任で一定時間とどまり、上記ピット最低滞在時間以上で時間管理区間を通過しなければならない。なお、コース上でストップした後、救済処置によりパークフェルメまで移動した車両で、そのまま燃料補給を希望する場合は、その場でオフィシャルに申告すること。ピット滞在時間は申告時より開始される。

公式通知に示したピット（時間管理区間）最低滞在時間を下回って、コースに進入した車両は、下回った時間のペナルティストップまたはドライブスルーペナルティが課せられる。

- 6 公式通知に示すピット（時間管理区間）最低滞在時間は燃料補給に係る時間が十分考慮されているが、一度に多くの競技車両が集中した場合は設定された時間より長くなる場合も予想される。燃料補給エリアでの一連の燃料補給について一切の抗議は認められない。
- 7 燃料補給エリアは、給油管理ライン①及び③から給油所間のBパドック内専用エリアとする。燃料補給エリアの動線において、給油管理ライン①～②及び給油管理ライン②～③の間は、原則として自走で移動しなければならない。給油管理ライン②から先の手押しエリアはエンジンを停止して、登録されたピットクルー及びドライバーの2名以上による手押しで移動しなければならない。
- 8 決勝レース終了前の燃料補給規制について  
決勝レーススタート後、5時間50分を経過した時点で、本規則に示される給油管理ライン①は閉鎖され、それ以降の燃料補給はできないものとする。ただし、同時刻前に同ラインを通過した車両を除く。
- 9 レース中の燃料補給の手順  
レース中の燃料補給は、次の手順に従い行なわなければならない。
  - 1) ピットロードから、燃料補給エリアに入る場合は、安全を確認して進入すること。
  - 2) 給油管理ライン①～②及び給油管理ライン②～③までの区間は自走とし、30km/h以下で走行しなければならない。ただし、オフィシャルから指示がある場合はこの限りではない。
  - 3) 給油管理ライン②の手前で必ず一旦停止し、エンジンを停止する。惰性による手押しエリアへの進入は禁止される。
  - 4) オフィシャルの指示に従い、ピットクルー及び、ドライバーの2名以上による手押しで給油所に進入する。
  - 5) 燃料補給作業は主催者が選任した給油担当者(給油所係員)により、以下の手順により行なわれる。
    - ①クレジットカードを給油所係員に渡す。フューエルリッドを開ける【エントラント】
    - ②競技車両の給油キャップを開ける。【給油所係員】
    - ③給油担当者が給油をする。【給油所係員】
    - ④競技車両の給油キャップを閉める。【給油所係員】
    - ⑤漏れた燃料を拭き取る。【給油所係員】
    - ⑥給油所係員から、クレジットカードを受け取り、伝票にサインをする。
  - ※1) 初回給油時のフューエルリッドの封印解除は、オフィシャルによる封印確認後にピットクルーもしくはドライバーにより封印を解除して給油を行う。
  - ※2) 決勝レース中の給油所での燃料代の支払いは、全てチームの責任においてクレジットカードで支払わなければならない。給油所で使用できるクレジットカードを事前に確認、用意しておくこと。ただし、主催者が特に認めた場合はこの限りではない。
- 6) 手押しにて、給油所から給油管理ライン②の先まで移動し、一旦停止の後、エンジンを始動し自走を開始する。ただし、押しがけによるエンジンの始動は禁止される。

- 7) 燃料補給エリアから、ピットロードに進入する際は、給油管理ライン③で安全確認の後、ピットロードに進入しなければならない。
  - 8) ドライバーは各自のピット及び、作業エリアにおいて、各自の責任で公式通知に示すピット最低滞在時間経過後にコースに進入しなければならない。
- 10 燃料補給エリアでの遵守事項
- 燃料補給エリアでは、次の事項を遵守しなければならない。
- 1) 燃料補給エリアでの燃料補給以外の作業は禁止される。
  - 2) ドライバーは管理ライン②の手前で降車して待機することができる。
  - 3) 燃料補給エリア内での追い越しは、待機エリアで停車中の車両を除き、原則として禁止される。ただし、オフィシャルの指示がある場合はこの限りでない。
  - 4) 車両が給油所の燃料補給位置に停車するまでは、燃料タンクのキャップを外すことは禁止される。
  - 5) 燃料補給エリア内で車両を手押しできるのは、登録されたピットクルー及び、ドライバーのみに限られる。
  - 6) 燃料補給エリアの手押しエリアを除く区間は、登録されたドライバーのみが、決められた装備品を着用した上で自走することができる。

#### 第40条 レースの終了及び、順位の判定

- 1 レースは規定された時間が経過した後、先頭の車両がフィニッシュラインを通過した時点で直ちに表示される終了の合図(チェッカーフラッグ)により終了となる。チェッカーフラッグを受けた後の車両の追越しは禁止される。
- 2 チェッカーフラッグは5分間表示される。
- 3 チェッカーフラッグが規定された時間を経過する前に誤って表示された場合、レースはその時点で終了したものとする。また、チェッカーフラッグが遅れて表示された場合、競技結果は規定された時間が経過した時点の順位に従って決定される。
- 4 順位認定は、コントロールライン上(ピットレーン上も含む)でチェッカーを受けて最終周回を完了した車両に対して優先的に与えられる。
- 5 順位はチェッカーフラッグが振られた後に完了する周回数の多い車両から決定される。同一周回数の場合は、フィニッシュライン(ピットレーン上も含む)通過順位とする。
- 6 チェッカーを受けられなかった車両のうち、優勝車両の周回数の70%(小数点以下切り上げ)以上を走行した車両は、チェッカーを受けた車両の後に順位付けされる。
- 7 走行周回数が、優勝車両の走行周回数の70%未満(小数点以下切り上げ)の車両は順位認定を受けられない。
- 8 チェッカーフラッグが提示された時点で、ピットロード出口が閉鎖される。
- 9 チェッカーフラッグを受けた車両はそのままコースを1周した後、オフィシャルの指示に従い、コース上グリッド付近に停車後、全車コース上にて車両保管とする。なお、各クラスの1位~3位まで及び、特別賞対象のチームのドライバーは、暫定表彰式を行うためにブリーフィングルームに集合すること。

#### 第41条 車両保管

- 1 競技車両は、予選・決勝終了後に当該大会役員に車両保管される場合がある。その際には、車両保管解除後に車両整備が認められる。
- 2 競技車両は、公式車検を受けて以降、レース終了後の公道走行チェックを受けるまで、サーキットの場外へ持ち出すことは認められない。
- 3 当該大会期間中にリタイヤした場合、リタイヤ届けの受理後に特別に公道走行チェックを受けなければ車両の持ち出しは認められない。

#### 第42条 公道走行チェック

- 1 全ての参加車両に対して、レース終了・車両保管解除後に、一般公道における安全な運行が可能であることを確認する為の公道走行チェックが義務付けられる。
- 2 決勝レース終了・車両保管解除後に、当該大会役員立会いのもとで、主催者が指定した検査員が定められた場所を実施する。全ての参加車両は検査開始から直ちにチェック整備を整え、待機エリアに車両を移動しなければならない。
- 3 決勝レースに不出場または、リタイヤした場合も、当該大会役員の指示に従い公道走行チェックを受けなければならない。
- 4 検査項目は・検査箇所は以下のとおりとする。

- ①車体外版
- ②かじ取り装置
- ③制動装置
- ④走行装置
- ⑤緩衝装置
- ⑥動力伝達装置
- ⑦電気装置
- ⑧原動機
- ⑨排気系
- ⑩灯火装置・方向指示器
- ⑪警音器・窓拭器・洗浄液噴射装置
- ⑫競技走行において異常が認められた箇所

検査内容はJAF指定の「自動車登録番号票付車両によるレース終了後の車両検査票」に従う。

但し、下記の検査内容を追加する。

- ・エアバックコンピューターのコネクター接続
- ・最低地上高（9cm以上）

#### 5 検査の可否と処置

公道走行チェックにおいて一般公道における運行に不適と判断された車両は主催者が管理し、主催者の指示に従い規定の場所までキャリアカーで移動しなければならない（キャリアカーの手配及び、費用は当該参加者負担）規定の場所とは車両所有者または、使用者の保管場所、もしくは自動車整備工場とする。

#### 6 検査を受けなかった場合

参加車両が本検査を受けなかった場合、その競技成績は抹消されるが、順位の繰り上げは行わないものとする。

付則  
パドック図





